

2017年8月14日発信

第20回：小西・中村 IP セミナー

アメリカ特許・最新重要判例紹介

特許権の消尽と権利行使の地域的範囲



U.S. Marketplace & Benefiting from New IP Case Law.

貴社、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、アメリカ特許の実務は、特許の保護対象、特許請求の範囲の記載方法など権利取得の段階に関心が行きます。

一方、特許権を取得した後、特許権者は特許製品を購入した第三者に対し、どの段階まで特許権を行使することができるのか、**第三者が特許製品のリサイクル品を販売した場合に権利行使ができるのか等特許権のいわゆる「消尽」の問題**も、アメリカ特許を保有する日本企業にとり重要な課題です。また、**アメリカ特許に基づく権利行使の地域的限界**の課題も重要です。

今回は、特許訴訟を専門とするアメリカ・サンディエゴ在住のセイン・バウズ弁護士 (Mr. Thane Bauz, BAUZ IP LAW) をお招きし、お話を頂きます。講義は英語ですが、適宜通訳致します。

大教室ではなく 20 名規模のセミナーです。講師との距離が近く気軽にご質問頂けます。お気軽にご参加下さい。**大変わかりやすいスライド**により解説いたしますので、奮ってご参加ください。

2017年9月4日
月曜日
16:00-18:00

小西・中村特許事務所
5階 セミナールーム
www.ipworld.jp

名古屋市中区丸の内
2-17-12
丸の内エーステートビル
(地下鉄丸の内駅下車)

講師：セイン・バウズ 弁護士
(Mr. Thane Bauz, BAUZ IP LAW)

参加費無料
(懇親会付き)

【参加希望の方】事務局 東(あずま) azuma@ipworld.jp まで、お名前と所属を Email 頂ければ幸いです。併せて、**講演後の懇親会(無料)の出欠**もご連絡ください。

皆様のご参加をお待ちしております！

(照会先：中村 nakamura@ipworld.jp 又は朝倉 asakura@ipworld.jp Tel: 052-229-1070)